

# 春日部市市民憲章市民会議 News Letter vol.05

発行／2020年8月21日 発行者／春日部市市民憲章市民会議 事務局/春日部市政策課（電話048-736-1111）

## 春日部市民憲章(案)を市長へ提出しました

### 市民憲章(案)を作成するため意見交換を重ねました。

第4回春日部市市民憲章市民会議（以下、市民会議）では、市民憲章に関するアンケート（以下、アンケート）と小・中学生ワークショップ（以下、ワークショップ）の結果を参考に、今後は各委員が市民憲章（案）を作成し、意見交換をすることとなりました。

第5回市民会議からは、各委員が作成した市民憲章（案）をもとに、本格的な検討が始まりました。アンケートやワークショップ結果から見た市民の市に対する思いや願いをどのように市民憲章に反映するのか意見交換を行いました。

#### 主な意見

各委員の市民憲章（案）について

- ①アンケートやワークショップで集めたキーワードを繋ぎ合わせて作成しました。
- ②作成は非常に難しく、悩みましたが、未来の春日部が夢と希望にあふれ、住みたい、住み続けたいと思えるまちにしたいということを柱にして作成しました。
- ③アンケート結果では、「安心・安全」がどの世代でも関心が高かったことから、それを達成するためにはどうすればよいかを考え作成しました。

### 市民憲章(案)のブラッシュアップ

各委員が作成した市民憲章（案）は、はじめは多種多様なものでしたが、第5回から第8回の市民会議での意見交換により、盛り込む内容やキーワード等が定まり、市民憲章（案）はいかに市民の思いや願いを盛り込み、市民に共感を得られるものとするかの最終調整となりました。

しかし、市民憲章（案）の作成が大詰めを迎えた頃、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言が発令されました。市民会議の対面での開催も中止となり、第9回市民会議は書面にて最終調整を行いました。

#### 主な意見

春日部の個性について

時代が変わっても、将来の春日部市民それぞれが受け入れられるような表現が好ましいと思います。

構成について

1段落目が現状、2段落目が方向性、3段落目以降が個別の条文となると思います。

その他

- ①中学生がわかる言葉を使用した方が良いと思います。
- ②市民憲章という格式に合わせた言葉を使うことで、子どもたちの語感を磨く部分があっても良いと思います。

#### 主な意見（続き）

- ③見ても聞いても美しいという視点は大切だと思います。

### 市民会議としての市民憲章(案)を市長へ提出



第10回市民憲章市民会議の様子

緊急事態宣言解除後には約4か月ぶりに第10回市民会議を開催し、市民会議としての市民憲章（案）が決定しました。また、当初、市民憲章は10月の制定を目指していましたが、会議が開催できなかったこともあり、1月の制定を目指すこととなりました。

7月22日（水曜日）には市民憲章（案）を市長へ提出し、市民会議の役割は一段落がついたことになりました。

なお、今回提出した市民憲章（案）は、市にて8月1日（土曜日）から8月31日（月曜日）までの間、市民憲章（案）に関する市民意見提出手続（パブリックコメント）として、広く市民の意見を募集しています。

市民会議としても、是非たくさんの方にご覧いただき、ご意見をいただきたいと思います。

# 春日部市民憲章(案)

わたしたちのまち春日部は 古利根川と江戸川が流れ  
豊かな自然のなかで 伝統 文化 産業を育んできた歴史のあるまちです

わたしたちは この先の時代に想いを馳せ  
だれもが住み良い 魅力あるまちを目指して  
ここに 市民憲章を定めます

- 一 環境にやさしく かけがえのない自然を守りましょう
- 一 心と体を健やかに 良識ある行動を心がけましょう
- 一 お互いを尊重し とともに助け合い 心かよう信頼を築きましょう
- 一 伝統と文化を大切にし 次の世代に引き継ぎましょう
- 一 広い視野で世界に学び 夢のある未来をつくりましょう

そして  
このまちで  
ともに生きましょう

## 春日部市民憲章（案）について あなたの意見を聴かせてください。

- 1 意見の募集期間  
令和2年8月1日（土曜日）～31日（月曜日）（消印有効）
- 2 意見を提出できる人  
次のいずれかに該当する人が意見を提出できます。
  - ・市内在住・在勤・在学者
  - ・市内で活動する団体に所属している人
  - ・市内で活動する団体
- 3 意見の提出方法
  - ・インターネットを利用した提出
  - ・郵送（〒344-8577（所在地不要）春日部市役所 政策課）
  - ・ファックス（048-734-2593）
  - ・直接持参
  - ・電子メール（[seisaku@city.kasukabe.lg.jp](mailto:seisaku@city.kasukabe.lg.jp)）



※詳しくは市公式ホームページをご覧ください。

市公式ホームページ